

風邪症状が見られる時の対応について

令和4年11月 真野中学校校長 中川 久雄

風邪症状がある時は、できる限り受診をお願いします。

下の例で示す通り、受診していただく方が、専門的な判断により早めに登校できる場合があります。

【月曜日に発症した生徒と無症状のきょうだいがいる家庭の例】

●受診した場合

	月	火	水	木	金
本人	風邪症状あり →受診し風邪と 診断された	医師が指示するタイミングで登校させてください			
無症状の きょうだい	上の「本人」が「新型コロナ感染症ではなく風邪」と診断された段階での登校をお願いします				

●未受診の場合

	月	火	水	木	金
本人	風邪症状あり →受診しない	風邪症状がおさ まった	待機1日目	待機2日目	登校可
無症状の きょうだい	登校不可	上の「本人」が登校可となる金曜日まで、できる限り登校を控えてください（ただし、学校は「登校してよいか」の決定はできませんので、ご家庭の判断となります）。			

※ 未受診でも、医師の指示で検査キットを購入して検査した場合は、医師の指示に従って登校のタイミングを決定してかまいません。

※ 医師の指示がない検査キットでは信ぴょう性に差があります。そのため、学校は登校のタイミングを判断できかねますので、この場合もご家庭の判断となります。

登校後に未受診の風邪症状が見られるなど、上表の **色付きの日** の登校である場合、感染症拡大防止の観点から、お手数ですがお迎えのご連絡をさせていただきます。